

# 令和6年改正の公益法人会計基準

——「わかりやすい財務情報の開示」の検討——

尾 上 選 哉

## 1. はじめに

公益法人会計基準は、改正前民法第34条に基づく旧公益法人制度の下で、1977（昭和52）年3月に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定されてから現在に至るまで、公益法人制度における制度会計の中核として重要な役割を果たしてきた。周知のように、公益法人制度は2006（平成18）年6月に公益法人制度改革関連三法<sup>1</sup>が成立し、2008（平成20）年12月に施行されたことにより（以下、「2006年制度改革」という。）、新しい公益法人制度がスタートし、その制度に対応する形で、公益法人会計基準も2008（平成20）年4月に内閣公益認定等委員会により改正された（以下、「平成20年会計基準」という。）。<sup>2</sup> また、岸田政権の下で提唱された経済政策「新しい資本主義」の実現に向けた取り組みの一環として、公益法人制度をさらに利便性の高いものにするための改革（以下、「2024年制度改革」という。）が推し進められ<sup>3</sup>、その新しい制度との整合性を確保するために、2024（令和6）年12月20日に公益法人会計基準が改正され、2025（令和7）年4月1日以降に開始する事業年度から適用開始となっている（以下、「令和6年会計基準」という。）<sup>4</sup>。

2024年制度改革における議論において、公益法人の説明責任の充実という観点から、公益法

<sup>1</sup> 公益法人制度改革関連三法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（2006年法律第48号）（以下、「一般法人法」という。）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（2006年法律第49号）（以下、「公益認定法」という。）、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（2006年法律第50号）の総称である。

<sup>2</sup> 平成20年会計基準は、その後、2009（平成21）年10月に関連当事者との取引に関する事項、2020（令和2）年5月に事業の継続性（ゴーイング・コンサーン）に関する改正が行われている。

<sup>3</sup> 2024年制度改革は公益法人制度の改正（公益認定法の改正）と新しい公益信託制度の創設（公益信託法の改正）に基づくものであり、前者については2024（令和6）年3月5日に公益認定法の改正法案が国会に提出され、5月14日に成立し、5月22日に公布されている（施行日：2025（令和7）年4月1日）。後者についても、公益認定法の改正法案と同時に審議され、成立・公布されている。なお、施行日は1年遅れの2026（令和8）年4月1日となっている。

<sup>4</sup> なお令和6年会計基準の適用について、2028（令和10）年3月31日迄に開始する事業年度までは、平成20年会計基準の適用も可能とする経過措置が講じられている。

人の会計に対して、国民に対する「わかりやすい財務情報の開示」の必要性が指摘され、今般の公益法人会計基準の改正では、財務諸表で財務情報をいかにわかりやすく開示するかが大きなポイントとなっている（後述）。そこで、本稿では、まず、令和6年会計基準の背景や経緯を概観した上で、次いで、「わかりやすい財務情報」の開示を達成するために、令和6年会計基準が従前の平成20年会計基準にどのような改正を行い、「わかりやすい財務情報」を開示しようとしているかを、設例を用いて考察・検討することとする。

## 2. 令和6年会計基準

### 2.1 令和6年会計基準の背景・経緯

#### 1) 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

令和6年会計基準は、上述したように、2024年制度改革における改革内容に対応する形で改正が行われている<sup>5</sup>。2024年制度改革は、岸田内閣によって提案された「新しい資本主義」の実現に向けた取り組みに基づくものであり、その方策の1つとして社会的課題を解決する経済社会システムの構築が掲げられた（内閣府 [2022] 24頁）。新しい資本主義においては、社会的価値を重視する視点への転換を図る必要があり、社会的課題を成長のエネルギーとして捉え、解決していく仕組みを経済社会の中にビルトインしていくことが提唱され、社会がより複雑化している中であって、医療、介護、教育等これまで官が担ってきたサービスにおいても、多様なニーズにきめ細かく対応が可能な民間の主体的な関与が期待され、そのような民間で公的役割を担う新たな法人形態や既存の法人形態の改革の検討が言及されたのである（内閣府 [2022] 24-25頁）。

この「既存の法人形態の改革」のために、2022（令和4）年10月に「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）が設置され、法人の実情に関するヒアリングや国民からの幅広い意見募集を行いつつ、合計11回にわたる会議での議論を経て、2023（令和5）年6月に検討結果が最終報告にまとめられた（有識者会議 [2023]）<sup>6</sup>。

最終報告は、2006年制度改革による公益法人制度において、「厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われ…公益的活動の自由な展開・伸張の制約となっている」（有識者会議 [2023] 2頁）との認識の下で議論を行い、行政は「（公益）法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開していくことができるよう法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組み」（同上）を作る必要があるとした。具体的には、①資金のより効率的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化、②柔軟・迅速な事業展開のための行政手続きの簡素化・合理化が提言された。また同時に公益法人においては、「不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの経営戦略及びその活動に関する社会への説明責任を果たしていくことが、自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提となる」（同上）として、国民からの信頼をより強固なものとしていくためには、③公益法人のガバナンスや説明責任の充実、④透明性の向上が必要であると結論づけている。特に、透明性の向上に関連して、会計に期待

<sup>5</sup> 令和6年会計基準の背景等については、尾上 [2025] 114-115頁に加筆・修正を加えている。

<sup>6</sup> 有識者会議の開催に至る経緯については、松前 [2023] 46頁を参照されたい。

される役割として国民に対する「わかりやすい財務情報の開示」があげられたのである<sup>7</sup>。

このような最終報告に基づいて、公益認定法や公益信託法等の改正を伴う2024年制度改革が実施されたのである<sup>8</sup>。

## 2) 公益法人の会計に関する研究会

2006年制度改革以降、公益法人の会計は内閣府公益認定等委員会の下に設置された「公益法人の会計に関する研究会」（以下、「会計研究会」という。）に委ねられており、公益法人の会計の諸課題の検討を行っている。令和6年会計基準についても、2023（令和5）年度の会計研究会において有識者会議の最終報告が掲げた「わかりやすい財務情報の開示」の具体的な検討を行い、2024（令和6）年5月24日、「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」と題する報告書（会計研究会〔2024a〕）を公表している。本報告書をもとにして「公益法人会計基準（素案）」が11月13日に公表され、意見募集の結果<sup>9</sup>を受けた修正を経て、12月20日に令和6年会計基準の公表に至っている。

会計研究会は報告書の中で、会計基準の見直しにあたっては、2024年制度改革に伴う公益法人の財務諸表における情報開示の拡充とともに、多様なステークホルダー、すなわち「公益法人制度や公益法人会計特有の考え方に必ずしも習熟していない者」であっても、「基本的な会計知識を有していれば、公益法人の財政状態や活動成果を把握することができるように」、わかりやすい形での財務情報の開示が重要となることから、「本表（貸借対照表、活動計算書等）はできるだけ簡素でわかりやすいものとして、詳細情報は注記及び附属明細書で開示する」（太字―筆者）という基本的な考え方に立ち、財務諸表本表のみならず注記・附属明細書を含んだ財務報告全体にわたる改正を提案していた（会計研究会〔2024a〕2-3頁）。

なお、会計研究会は、平成20年会計基準における公益法人会計特有の考え方として、次の項目をあげて、どのように新しい会計基準で取り扱うかを整理するとしていた（会計研究会〔2024a〕3頁）。

- ・指定正味財産と一般正味財産の区分（これを拡張した「使途拘束」の有無による区分の導入についての検討を含む）
- ・貸借対照表における資産の区分（基本財産、特定資産）
- ・正味財産増減計算書の名称・記載事項（「活動計算書」への変更）
- ・活動計算書における表示方法（財源区分別の表示、指定正味財産から一般正味財産への振替処理の取扱い、費用科目の分類など）
- ・貸借対照表内訳表および正味財産増減計算書内訳表の位置付け、表示方法
- ・財産目録に記載すべき情報

<sup>7</sup> 有識者会議の最終報告における具体的な提言については、有識者会議〔2022〕3頁以下を参照されたい。

<sup>8</sup> 2024年制度改革については、内閣府大臣官房公益法人行政担当室より、新しい公益法人制度に関する説明資料が公表されているので、参照されたい（内閣府大臣官房公益法人行政担当室〔2025〕）。

<sup>9</sup> 公益法人会計基準（素案）に対するコメントは、11月13日から12月4日までの22日間という短期間であったにもかかわらず、609件のコメントが寄せられている。コメントおよびコメントに対する内閣府の回答については、次を参照されたい。 <https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/3mcxwfb6v0.pdf>（最終閲覧日：2025/7/25）

- 公益認定法に基づく財務規律への適合性を判断するための情報の開示
- 公益法人の取引等における透明性の確保に関する情報の開示

## 2.2 令和6年会計基準の概要

令和6年会計基準は、会計研究会における議論（会計研究会〔2024a〕）に基づいて、財務報告全体にわたる大きな改正となっている。会計研究会の座長である高山氏は、今回の改正を次のように述べている（高山〔2025〕20頁）。

新公益法人会計基準の検討に際しては、国民にとってより「わかりやすい財務情報」が広く開示できるように、なるべく「公益法人特有の会計処理」をなくすことに力点を置き、新たに公益法人に参加する理事や職員、あるいは新たに寄付をしようとする寄付者などのステークホルダーが、基本的な会計知識で理解できる「わかりやすい財務情報」の実現を目指した。その結果「本表を簡素」にすることで一目で法人の状況を把握できるようにし、「詳細情報は注記等」とすることで必要十分な財務情報も提供できるような会計基準になった。

つまり、基本的な会計知識をもつ財務情報利用者が、公益法人の財務情報を理解するには「公益法人特有な会計処理」を含む財務情報はわかりにくいので、「公益法人特有な会計処理」を含まない財務情報、すなわち、わかりやすい財務情報を財務諸表本表で表示し、わかりにくさの原因となっている「公益法人特有な会計処理」に関する情報については、注記や附属明細書で開示するのである。

このような考え方のもとで、平成20年会計基準には大幅な変更が加えられ、令和6年会計基準となったのであるが、主な改正点は次の通りである。

### ①「財務報告の目的」の明記

会計基準のはじめに、「I 財務報告の目的」を設け、財務報告の目的を「非営利法人である公益法人における財務報告は、その活動基盤となる資源提供者を念頭に置いた情報（資源提供者の意思決定に有用な情報、資源の受託者としての説明責任を果たすための情報）を提供することも主要な目的となる」（第4項）とした。つまり、①資源提供者の意思決定に有用な情報の提供、②資源の受託者としての説明責任を果たすための情報の提供という2つの財務報告の目的が明示された。

そして、公益法人を取り巻く多様なステークホルダーのうち、財産拠出者、寄付者、会員、補助金等の提供主体などの資源提供者が、公益法人の組織目的を達成するための活動の基盤となる「重要なステークホルダー」であるとされている（第2項）。ただし、「公益法人が受けている税制上の優遇措置は、政府への納税行為を通じて間接的に納税者等から財務資源が付託されているものとも考えられる」ので、直接的な資源提供者に加えて、「国民や地域社会」をも含める必要があるとしている（第5項）。

### ②財務諸表等の体系

公益法人の財務諸表の構成要素を、資産、負債、純資産、収益、費用とし、次のように定義している（第15項）。

資 産：過去の取引又は事象の結果として、公益法人が支配している経済的資源であり、将来の経済的便益又はサービス提供能力をもたらすものをいう。

負債：過去の取引又は事象の結果として、公益法人が資産を放棄する、若しくは引渡しを行う、又は用役を提供する義務をいう。

純資産：公益法人に帰属する経済的資源の純額をいい、資産と負債の差額として表されるものをいう。

収益：純資産（基金及び評価差額等を除く。）を増加させる項目であり、資産の増加や負債の減少に伴って生じる。

費用：純資産（基金及び評価差額等を除く。）を減少させる項目であり、資産の減少や負債の増加に伴って生じる。

作成すべき財務諸表は、①貸借対照表、②活動計算書、③キャッシュ・フロー計算書の3表であり、その注記・附属明細書、ならびに財産目録の作成が求められている（第16項）。財務諸表と注記・附属明細書の役割分担を明らかにし、財務情報は財務諸表においては簡素でわかりやすく表示され、注記・附属明細書においては法令の要請に基づく事項等の詳細情報が開示される。

### ③貸借対照表

資産の部においては、資産は流動資産および固定資産に区分される（第18項）。従来の固定資産の区分（基本財産、特定資産、その他固定資産）は公益法人特有な会計処理であることから、「有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産」に変更となっている（第22項）。流動・固定の区分の基準は、いわゆる正常営業循環基準および1年基準であり（第25項）、基本財産、特定資産に計上されていた現金預金は、流動資産に表示されることとなる。

従来の正味財産の部は、「純資産の部」に名称変更し、指定正味財産・一般正味財産は「指定純資産・一般純資産」に変更となっている。純資産の部には、新たに「その他有価証券評価差額金」が追加された。純資産の部は、その内容にもとづいて、「純資産」と「純資産以外」に区分することができ、前者には指定純資産と一般純資産が、後者には基金とその他有価証券評価差額金が含まれる（以下、「純資産」は指定純資産と一般正味財産の合計を意味する。）。なお、有価証券の会計処理については、企業会計と同様に、保有目的に基づいて4区分とし、その他有価証券の時価評価差額は、純資産直入とされることとなっている。

### ④活動計算書

フローの計算書の名称は、正味財産増減計算書から活動計算書に変更された。活動計算書は、公益法人の活動状況を明らかにするために、一会計期間に属するすべての収益および費用の増減ならびにその結果としての純資産の変動を表示する（第33項）。

従来の正味財産増減計算書における一般正味財産増減の部および指定正味財産増減の部の区分は廃止されるとともに、指定正味財産から一般正味財産への振替処理も原則廃止された（第53項）。活動計算書は、純資産全体の増減を「経常活動区分」と「その他活動区分」に区分して記載する様式に変更した（第34項）。指定純資産および一般純資産の各財源における変動（収益・費用）は、活動計算書の注記に財源区分別内訳として開示される（第48項）。また、活動計算書のボトムライン（末尾）を「当期収益費用差額」に変更した。なお、費用科目は活動別分類による表示となる（第40項）。

なお、活動計算書の表示には関係ないが、指定純資産を原資とする資産（例えば、有価証券）について、売却損益、評価損益（その他有価証券の時価評価差額を除く。）または減損損失は指定純資産区分で取り扱われるが、配当金・利息については、指定純資産を原資とする資産から

生じたものであっても、一般純資産区分の収益として計上される (第134項)。

#### ⑤注記・附属明細書

令和6年会計基準は、財務諸表は簡素にし情報利用者にとってわかりやすい形で表示し、従来は財務諸表や会計区分別の内訳表に含まれていた公益法人の事業活動に関する重要な財務情報は注記・附属明細書に開示されることになったため、注記・附属明細書の分量は増加し、その重要性も高くなっている (第66項)。

注記には、重要な会計方針、重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項が記載される (第67項)。「固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項」には、(ア) 貸借対照表会計区分別内訳、(イ) 資産および負債の状況、(ウ) 活動計算書財源区分別内訳、(エ) 活動計算書会計区分および事業区分別内訳、(オ) 事業費および管理費の形態別区分が含まれており、これらは重要性の有無に関わらず記載される (第74項)。

附属明細書は貸借対照表および活動計算書の内容を補足するものであり、(ア) 有形固定資産および無形固定資産の明細、(イ) 引当金の明細、(ウ) 財務規律適合性に係る明細などである (第78項)。財務規律適合性に係る明細は、従来の定期提出書類の内容であったが、2024年制度改革における財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任の一環として、行政庁への定期提出書類ではなく、財務情報利用者に対する情報開示の充実として作成される (内閣府公益認定等委員会 [2025] 10頁)。

#### ⑥財産目録

令和6年会計基準における財産目録は、平成20年会計基準からの変更はない。ただし、貸借対照表の注記事項として「資産及び負債の状況」が新設されたことから、財産目録の内容をこの注記に記載している場合には財産目録とみなされ、財産目録を別途作成する必要はないとされている (第80項)。

#### ⑦小規模法人の負担軽減

小規模法人の負担軽減を考慮した取り扱い、会計研究会の発足以来、検討課題としてあげられていた。会計研究会の最初の年度報告書となる平成26年度の報告書においては、小規模法人と小規模法人以外の法人の線引きが困難であるという理由から、小規模法人への負担軽減策は見送られていた (会計研究会 [2015] 6頁)。しかしながら、令和6年会計基準においては、法人の規模を区分する基準として「定款上の会計監査人設置の有無」を用いて、会計監査人<sup>10</sup>を設置していない法人については、一部の会計処理などの不適用や簡便的な方法の適用などを認めることとしている (運用指針第2-3項)。これは、会計監査人を設置している法人は、一般に経理能力が高いと想定され、令和6年会計基準が求める事項を処理することが可能と考えられたことによる (会計研究会 [2024b] 2頁)。

<sup>10</sup> 会計監査人の設置は、公益認定の基準の1つであるが、毎事業年度における収益の合計額100億円未満または費用および損失の合計額100億円未満、もしくは負債の合計額50億円未満のいずれかの場合には、会計監査人を設置しないことができるとされている (公益認定法第5条第13条、公益認定令第6条)。なお従来の基準は、収益の合計額1,000億円、費用および損失の合計額1,000億円、負債の合計額50億円であった。

適用または作成しないことができる項目（運用指針第2項）

- 資産除去債務に係る会計処理
- 税効果会計
- キャッシュフロー計算書
- 資産及び負債の注記（財産目録を作成している場合）
- 賃貸不動産の時価等に関する注記
- 財務規律適合性に関する明細（附属明細書）

簡便的な方法を適用することができる項目（運用指針第3項）

- 固定資産の減損会計
- 退職給付引当金
- 収益の認識

## 2.3 令和6年会計基準の特徴

令和6年会計基準は、上述のように平成20年会計基準からの大幅な改正となっており、その改正の焦点は「財務情報のわかりやすさ」にある。今回の改正においては、会計研究会では「現在の公益法人会計基準には、公益法人特有の会計処理の考え方が含まれており、これらに習熟した実務担当者以外のステークホルダーにとっては、わかりにくい会計となっている」（会計研究会〔2024a〕2頁；傍点―筆者）という意見を前提として議論が積み重ねられている。その結果として、令和6年会計基準は、公益法人特有の会計処理の考え方をできるだけ排除し、寄付者などの直接的な資源提供者のみならず、国民をも含む間接的な資源提供者にとっても、わかりやすい会計を目指している。なお、直接的・間接的な資源提供者は、「公益法人制度や公益法人会計特有の考え方に必ずしも習熟していない者であっても基本的な会計知識を有している」者が想定されている（会計研究会〔2024a〕2-3頁）。

また、今回の改正により公益法人の「財務報告の目的」が令和6年会計基準に新たに追加されている。つまり、①資源提供者の意思決定に有用な情報の提供、②資源の受託者としての説明責任を果たすための情報の提供、である。①について、令和6年会計基準は「資源提供者が、資源提供を行う意思決定をするに当たっては、その対象となる法人が、その資源提供によって実現したい公益活動を確実に実施できる財政基盤や事業実績を有しているかを把握するための情報が有用である」としている（第3項）。そして、②については「提供した資源が、資源提供者の期待する活動の推進に寄与しているか（特に、特定の活動目的のための資源を提供している場合、その活動目的に資源が適切に使用されているか）を把握することは、資源提供者にとって大きな関心事項である」としている（第3項）。令和6年会計基準では、資源提供者の意思決定に有用な情報、および資源の受託者としての説明責任を評価するための情報を、基本的な会計知識を有している者に対して、「簡素でわかりやすい財務諸表」と「詳細情報の開示される注記・附属明細書」で伝達しようとしている。

令和6年会計基準は「わかりやすい財務情報の開示」を指向する会計基準と特徴付けられるのであるが、このような「わかりやすさ」を指向する考え方は何も目新しいものではない。

公益法人会計基準は1977（昭和52）年に設定されて以後、1985（昭和60）年、2004（平成16）年および2008（平成20）年の3回の主要な改正を経ている。1977（昭和52）年の公益法人会計基準（以下、「昭和52年会計基準」という。）は、周知のように、公益法人の不正、計算書類の

粉飾、不適切な会計実務や会計報告などの様々な公益法人のスキャンダルに対応するために、指導監督を担っていた主務官庁により指導監督基準として制定された。しかしながら、昭和52年会計基準は、収支計算書と貸借対照表を複式簿記（ないしは複式記入）により連携するという複雑な計算構造であった。この複雑性に対応する（すなわち、わかりやすくする）ために、公益法人会計基準は1985（昭和60）年に改正された（以下、「昭和60年会計基準」という。）。昭和60年会計基準では収支計算書に内包されていた正味財産増減計算書の部を独立の計算書とし、収支計算書、正味財産増減計算書および貸借対照表を複式簿記（複式記入）で連携させる計算構造が考案されている<sup>11</sup>。

さらに、2004（平成16）年には、社会への情報開示（public disclosure）という社会的要請に応えるために、公益法人会計基準に抜本的な改正が行われた（以下、「平成16年会計基準」という。）。平成16年会計基準における改正の目的は、①国民に対して理解しやすい会計情報の提供、②公益法人の事業の効率性を評価するための会計情報の提供、③公益法人の財務内容の透明性の確保であった。この改正が目指したのも、「わかりやすさ」であった。ただし、わかりやすさの判断主体は公益法人や指導監督に携わる主務官庁から、外部の一般利害関係者へとその軸足を大きく動かしてきている。平成16年会計基準において、特に重要なのは、公益法人と営利企業の間には利益分配という点を除けば、両者の間に経済的な差異はなく、「同一の経済事象には同一の会計処理方法を適用する」との考え方の導入である（加古〔2005〕23頁）。組織の目的は異なっても、公益法人と企業の経済活動自体には差異はないのであるから、同一の会計処理方法、すなわち企業会計の手法が積極的に公益法人会計に導入されたのである。企業会計の理論と手法を積極的に導入した結果、財務諸表は基本的に企業会計と同じとなり、複式簿記により誘導的に作成される正味財産増減計算書と貸借対照表とされた<sup>12</sup>。正味財産増減計算書は、事業年度における正味財産のすべての増減内容を明瞭に表示するものであり、正味財産の増加原因（収益）および減少原因（費用）に分け、その両者を総額で示す様式となっており、企業会計における損益計算書のように、正味財産増減計算書を通じて公益法人の事業の一定期間の業績や効率性を明らかにすることが期待されていた。

平成20年会計基準は平成16年会計基準の基本的な枠組みを踏襲してきており、2008（平成20）年に改正された際にも2006年制度改革との整合性を確保することを主な目的としていた。令和6年会計基準は平成20年会計基準の多くの部分を改正しているのであるが、その基本的な枠組みや考え方は変わっておらず、公益法人と企業の事業活動の類似性に着目し、同一の経済取引・経済事象には企業会計と同一の会計処理を適用するという考え方をさらに推し進めるのみならず、財務諸表の様式も類似するものとし、企業会計の知識（＝基本的な会計知識）を有している者であれば、財務諸表を理解できることを目指しているといえる。

<sup>11</sup> 昭和52年会計基準、昭和60年年会計基準の計算構造については、尾上〔2021〕205-208頁を参照されたい。

<sup>12</sup> 平成16年会計基準については、齋藤〔2019〕41-43頁を参照されたい。

### 3. わかりやすい財務諸表の検討

令和6年会計基準では、前述したように、財務諸表と注記・附属明細書の役割を定め、財務諸表を簡素でわかりやすいものとし、注記・財務諸表に詳細情報を記載することとしている。そこで以下では、特に財務諸表（貸借対照表と活動計算書）を取り上げ、令和6年会計基準と従前の平成20年会計基準のものを比較し、資源提供者の意思決定に有用な情報や資源の受託者としての説明責任に関する情報がどのように提供されているかを検討する。

なお、以下で用いる検討のための財務諸表の例示は、内閣府が新公益法人会計基準に関する説明会において使用した資料（内閣府公益認定等委員会〔2025〕）の設例からであり、設例の設定は次の通りである（図表1）。

図表1 設例の設定

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【前提】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計区分は、公1、法人会計の2つ。B/SもP/Lも区分経理を行うものとする。</li> <li>・公益財団法人である（設例では基金は省略）。</li> <li>・有価証券の保有目的は「その他有価証券」とし、有価証券には時価があるものとする。</li> <li>・勘定科目名、財務諸表等の様式は新運用指針に準拠するが、一部、設例用となっている。</li> </ul> <p>【取引】</p> <p>(1) 前々期</p> <p>前々期末に、発起人より、基本財産として保有し、配当金を公益目的事業に使用することの指定を受け、株式（投資有価証券）14,000,000円の寄贈を受けた。</p> <p>(2) 前期</p> <p>以下の取引が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本財産の配当金が入金700,000円（公1）</li> <li>・当該配当金を財源に、公1で、事業費（給料手当90,000円、支払助成金500,000円）を費用計上</li> <li>・法人会計の財源として、寄付金30,000円が入金</li> <li>・管理費（給料手当18,000円）を費用計上</li> <li>・決算時の株式の時価は14,100,000円（前期より時価が100,000円増加）</li> </ul> <p>(3) 当期</p> <p>以下の取引が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本財産の配当金が入金700,000円（公1）</li> <li>・当該配当金を財源に、公1で、事業費（給料手当100,000円、支払助成金550,000円）を費用計上</li> <li>・法人会計の財源として、寄付金140,000円が入金</li> <li>・管理費（給料手当20,000円）を費用計上するとともに、○周年事業積立資産（特定費用準備資金）を100,000円積立て</li> <li>・国庫補助金が500,000円交付され、当該補助金を財源に什器備品500,000円を購入</li> <li>・上記資産の減価償却費を50,000円計上</li> <li>・決算時の株式の時価は14,200,000円（前期より時価が100,000円増加）</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（出典）内閣府公益認定等委員会〔2025〕31頁を筆者一部加筆修正。

#### 3.1 貸借対照表

令和6年会計基準は、「貸借対照表は、公益法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における全ての資産、負債及び純資産を示すものである」（第17項）としている。貸借対照表におけるストック情報は、公益法人が継続的にサービスを提供していくための組織基盤に関する情報を提供するとされている（第6項）。平成16年会計基準以降、公益法人会計基準がその開発において参考にしてきた米国の財務会計基準書第117号「非営利組織体の財務諸表」（FASB〔1993〕）は、貸借対照表の情報について、「関連するディスクロージャーや他の財務諸表の情報と一緒に用いられ、寄附者、会員、債権者、その他の者が、(a) 組織体のサービスを提供し続ける能力、(b) 組織体の流動性、財務的弾力性、債務の返済する能力、外部への資金調達の必要性、を評価するために役立てられる」としている（par. 9）。

図表2 貸借対照表の比較

平成20年会計基準

令和6年会計基準

| 貸借対照表         |              |              |         | 貸借対照表              |            |            |           |
|---------------|--------------|--------------|---------|--------------------|------------|------------|-----------|
| 公益財団法人XXXX    |              |              |         | 公益財団法人XXXX         |            |            |           |
| X年 3月31日現在    |              |              |         | X年 3月31日現在         |            |            |           |
| (単位:円)        |              |              |         | (単位:円)             |            |            |           |
| 科 目           | 当年度          | 前年度          | 増 減     | 科 目                | 当年度        | 前年度        | 増 減       |
| I 資産の部        |              |              |         | I 資産の部             |            |            |           |
| 1. 流動資産       |              |              |         | 1. 流動資産            |            |            |           |
| 現金預金          | 32,000       | 12,000       | 20,000  | 現金預金               | 292,000    | 122,000    | 170,000   |
| 流動資産合計        | 32,000       | 12,000       | 20,000  | 流動資産合計             | 292,000    | 122,000    | 170,000   |
| 2. 固定資産       |              |              |         | 2. 固定資産            |            |            |           |
| (1) 基本財産      |              |              |         | (1) 有形固定資産         |            |            |           |
| 投資有価証券        | 14,200,000   | 14,100,000   | 100,000 | 什器備品               | 450,000    | 0          | 450,000   |
| 基本財産合計        | 14,200,000   | 14,100,000   | 100,000 | 有形固定資産合計           | 450,000    | 0          | 450,000   |
| (2) 特定資産      |              |              |         | (2) 無形固定資産         |            |            |           |
| 公益事業積立資産      | 160,000      | 110,000      | 50,000  | 無形固定資産合計           | 0          | 0          | 0         |
| ○周年事業積立資産     | 100,000      | 0            | 100,000 | (3) その他固定資産        |            |            |           |
| 什器備品          | 450,000      | 0            | 450,000 | 投資有価証券             | 14,200,000 | 14,100,000 | 100,000   |
| 特定資産合計        | 710,000      | 110,000      | 150,000 | その他固定資産合計          | 14,200,000 | 14,100,000 | 100,000   |
| (3) その他固定資産   |              |              |         | 固定資産合計             | 14,650,000 | 14,100,000 | 550,000   |
| その他固定資産合計     | 0            | 0            | 0       | 資産合計               | 14,942,000 | 14,222,000 | 720,000   |
| 固定資産合計        | 14,910,000   | 14,210,000   | 700,000 | 負債の部               |            |            |           |
| 資産合計          | 14,942,000   | 14,222,000   | 720,000 | 1. 流動負債            |            |            |           |
| II 負債の部       |              |              |         | 流動負債合計             | 0          | 0          | 0         |
| 1. 流動負債       |              |              |         | 2. 固定負債            |            |            |           |
| 流動負債合計        | 0            | 0            | 0       | 固定負債合計             | 0          | 0          | 0         |
| 2. 固定負債       |              |              |         | 負債合計               | 0          | 0          | 0         |
| 固定負債合計        | 0            | 0            | 0       | III 純資産の部          |            |            |           |
| 負債合計          | 0            | 0            | 0       | 1. 指定純資産           |            |            |           |
| III 正味財産の部    |              |              |         | 指定純資産              | 14,560,000 | 14,110,000 | 450,000   |
| 1. 指定正味財産     |              |              |         | 2. 一般純資産           |            |            |           |
| 受取配当金         | 160,000      | 110,000      | 50,000  | 一般純資産              | 182,000    | 12,000     | 170,000   |
| 国庫補助金         | 450,000      | 0            | 450,000 | 3. その他有価証券評価差額金    |            |            |           |
| 寄付金           | 14,200,000   | 14,100,000   | 100,000 | (うち、指定純資産に係る評価差額金) | 200,000    | 100,000    | 100,000   |
| 指定正味財産合計      | 14,810,000   | 14,210,000   | 600,000 | (うち、一般純資産に係る評価差額金) | (200,000)  | (100,000)  | △ 100,000 |
| (うち基本財産への充当額) | (14,200,000) | (14,100,000) | 100,000 | 純資産合計              | 14,942,000 | 14,222,000 | 720,000   |
| (うち特定資産への充当額) | (610,000)    | (110,000)    | 500,000 | 負債及び純資産合計          | 14,942,000 | 14,222,000 | 720,000   |
| 2. 一般正味財産     |              |              |         |                    |            |            |           |
| 一般正味財産合計      | 132,000      | 12,000       | 120,000 |                    |            |            |           |
| (うち基本財産への充当額) | (0)          | (0)          | 0       |                    |            |            |           |
| (うち特定資産への充当額) | (100,000)    | (0)          | 100,000 |                    |            |            |           |
| 正味財産合計        | 14,942,000   | 14,222,000   | 720,000 |                    |            |            |           |
| 負債及び正味財産合計    | 14,942,000   | 14,222,000   | 720,000 |                    |            |            |           |

(出典) 内閣府公益認定等委員会 [2025] 37頁を筆者一部修正.

1) 変更点

平成20年会計基準における固定資産の区分「基本財産，特定資産」は，公益法人特有な会計処理であるので，令和6年会計基準では企業会計と同様に，有形固定資産，無形固定資産，その他固定資産に変更となっている．この変更により，特定資産に区分されていた公益事業積立資産160,000円，○周年事業積立資産100,000円は預金であることから，流動資産の現金預金292,000円 (=32,000円+260,000円) に含まれている．基本財産として保有することを指定されていた投資有価証券14,200,000円は，投資有価証券という資産の性質に応じて，固定資産の部のその他固定資産として表示されている．また国庫補助金を財源として購入された特定資産である什器備品は，固定資産の部の有形固定資産として表示されている．

令和6年会計基準では，従来の「正味財産の部」の名称が「純資産の部」に変更になるのに合わせて，「指定純資産」，「一般純資産」となっている．また，「その他有価証券評価差額金」が純資産の部に追加されている．平成20年会計基準では，その他有価証券の時価評価差額も，正味財産の増減項目として，正味財産増減計算書に含めて処理が行われていたのに対して，令和6年会計基準では，活動計算書の位置付けを「法人の事業活動の成果のみ」を表示することによって，わかりやすい情報とすることに変更しているため（会計研究会「2024b」3頁），純資産直入の処理に変更されている．この変更により，その他有価証券に分類される基本財産である投資有価証券14,000,000円の時価評価差額200,000円が，その他有価証券評価差額金として表示されている．

2) 検討

令和6年会計基準による貸借対照表は，純資産の部の内容を別にすれば，公益法人特有の会計処理や表示がなくなり，企業会計において作成される貸借対照表と同一なものとなっている．会計研究会が財務諸表利用者として想定した基本的な会計知識を有している者（企業会計の知

識をもつ者）であれば、平成20年会計基準による貸借対照表よりも、企業会計に近いものであることから、わかりやすいものとなっていると評価できる。しかしながら、貸借対照表を理解するにあたって留意すべき点がある。第1に、流動資産の部の現金預金292,000円は、その全額が支払可能な資産ではない。なぜなら、260,000円（公益事業積立資産160,000円、○周年事業積立資産100,000円）は、貸借対照表からは読み取ることができないが、特定資産としてその利用が限定されている資産であり、流動性は低い。つまり、流動性のある資産は32,000円のみである。また固定資産の部に表示されている什器備品450,000円、投資有価証券14,200,000円も、その使用には限定が付されており、公益法人が自由に処分したりすることができる資産でもない。

平成20年会計基準では、正味財産の部の「指定正味財産」および「一般正味財産」の情報により、資源提供者からどのような形態で資源提供があり、それらの資源提供に係る用途の拘束性が明らかになっていた。また、その用途の拘束を受けて、実際にどのような資産として運用されているかが、資産の基本財産、特定資産に表示されることを通じて、そのつながりがわかるようになっていた（基本財産、特定資産への充当額の内訳表示も含めて）。しかしながら、このような用途の拘束性に関わる表示は、公益法人特有の会計処理であることから、貸借対照表から読み取ることができないようになっている。

令和6年会計基準による貸借対照表からは、公益法人特有の会計処理が表示されないようになっていることから、企業とは異なる組織特性をもつ公益法人が継続的にサービスを提供していくために、どのような資産を保有しているのか、またどのような資産に対して制限が課されているのかの情報、また公益法人の流動性や財務弾力性などを評価するための情報を入手することは、平成20年会計基準のそれに比べて、難しいと考えられる。

### 3.2 活動計算書

令和6年会計基準は、「活動計算書は、公益法人の活動状況を明らかにするため、一会計期間に属する公益法人の全ての収益及び費用の増減並びにその結果としての純資産の増減の変動を示すものである」としている（第33項）。活動計算書におけるフロー情報は、公益法人の活動実績（資源獲得・資源投入）に関する情報であり、その情報により公益法人の提供サービスおよびその有効性や効率性を評価する情報を提供するとされている（第6項）。米国の財務会計基準書第117号では、活動計算書の情報について、「その他の財務諸表における関連する開示や情報とともに用いられて、寄贈者、債権者、その他の者にとって、（1）ある期間における非営利組織体の業績を評価すること、（2）その組織体のサービス提供努力とサービスを提供し続ける能力を評価すること、（3）その組織体の管理者が、彼らの受託責任をどの程度遂行したか、すなわち彼らの業績を評価すること、に役立てられる」としている（par. 17）。

図表3 正味財産増減計算書と活動計算書の比較

平成20年会計基準

令和6年会計基準

| 正味財産増減計算書               |            |            |           | 活動計算書                   |            |            |         |
|-------------------------|------------|------------|-----------|-------------------------|------------|------------|---------|
| X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで |            |            |           | X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで |            |            |         |
| (単位:円)                  |            |            |           | (単位:円)                  |            |            |         |
| 科 目                     | 当年度        | 前年度        | 増 減       | 科 目                     | 当年度        | 前年度        | 増 減     |
| I 一般正味財産増減の部            |            |            |           | I 経常活動区分                |            |            |         |
| 1. 経常増減の部               |            |            |           | (1) 経常収益                |            |            |         |
| (1) 経常収益                |            |            |           | 受取配当金                   | 700,000    | 700,000    | 0       |
| 基本財産運用益                 |            |            |           | 受取補助金                   | 500,000    | 0          | 500,000 |
| 受取配当金振替額                | 650,000    | 590,000    | 60,000    | 受取寄付金                   | 140,000    | 30,000     | 110,000 |
| 受取補助金等                  |            |            |           | 経常収益計                   | 1,340,000  | 730,000    | 610,000 |
| 受取補助金等振替額               | 50,000     | 0          | 50,000    | (2) 経常費用                |            |            |         |
| 受取寄付金                   | 140,000    | 30,000     | 110,000   | 公1事業費                   | 700,000    | 590,000    | 110,000 |
| 経常収益計                   | 840,000    | 620,000    | 220,000   | 管理費                     | 20,000     | 18,000     | 2,000   |
| (2) 経常費用                |            |            |           | 経常費用計                   | 720,000    | 608,000    | 112,000 |
| 事業費                     |            |            |           | 当期経常収益費用差額              | 620,000    | 122,000    | 498,000 |
| 給料手当                    | 100,000    | 90,000     | 10,000    | II その他活動区分              |            |            |         |
| 支払助成金                   | 550,000    | 500,000    | 50,000    | (1) その他収益               |            |            |         |
| 減価償却費                   | 50,000     |            | 50,000    | (2) その他費用               |            |            |         |
| 管理費                     |            |            |           | その他収益計                  | 0          | 0          | 0       |
| 給料手当                    | 20,000     | 18,000     | 2,000     | その他費用計                  | 0          | 0          | 0       |
| 経常費用計                   | 720,000    | 608,000    | 112,000   | その他収益費用差額               | 0          | 0          | 0       |
| 評価損益等調整前当期経常増減額         | 120,000    | 12,000     | 108,000   | 税引前当期収益費用差額             | 620,000    | 122,000    | 498,000 |
| 評価損益等計                  | 0          | 0          | 0         | 法人税、住民税及び事業税            | 0          | 0          | 0       |
| 当期経常増減額                 | 120,000    | 12,000     | 108,000   | 法人税等調整額                 | 0          | 0          | 0       |
| 2. 経常外増減の部              |            |            |           | 当期収益費用差額                | 620,000    | 122,000    | 498,000 |
| (1) 経常外収益               |            |            |           | 期首純資産額                  | 14,122,000 | 14,000,000 | 122,000 |
| 経常外収益計                  | 0          | 0          | 0         | 期末純資産額                  | 14,742,000 | 14,122,000 | 620,000 |
| (2) 経常外費用               |            |            |           |                         |            |            |         |
| 経常外費用計                  | 0          | 0          | 0         |                         |            |            |         |
| 当期経常外増減額                | 0          | 0          | 0         |                         |            |            |         |
| 当期一般正味財産増減額             | 120,000    | 12,000     | 108,000   |                         |            |            |         |
| 一般正味財産増減残高              | 12,000     | 0          | 12,000    |                         |            |            |         |
| 一般正味財産期末残高              | 132,000    | 12,000     | 120,000   |                         |            |            |         |
| II 指定正味財産増減の部           |            |            |           |                         |            |            |         |
| 受取配当金                   | 700,000    | 700,000    | 0         |                         |            |            |         |
| 受取補助金等                  | 500,000    | 0          | 500,000   |                         |            |            |         |
| 基本財産評価損益等               | 100,000    | 100,000    | 0         |                         |            |            |         |
| 一般正味財産への振替額             | △ 700,000  | △ 590,000  | △ 110,000 |                         |            |            |         |
| 当期指定正味財産増減額             | 600,000    | 210,000    | 390,000   |                         |            |            |         |
| 指定正味財産期首残高              | 14,210,000 | 14,000,000 | 210,000   |                         |            |            |         |
| 指定正味財産期末残高              | 14,810,000 | 14,210,000 | 600,000   |                         |            |            |         |
| III 正味財産期末残高            | 14,942,000 | 14,222,000 | 720,000   |                         |            |            |         |

(出典) 内閣府公益認定等委員会〔2025〕41頁を筆者一部修正。

## 1) 変更点

平成20年会計基準の正味財産増減計算書は、貸借対照表の正味財産の部の増減要因を指定正味財産の部と一般正味財産の部に分けて表示するとともに、指定正味財産に区分される寄付等によって受け入れた資産について、その制約の解除、減価償却の実施、災害等による消滅の場合には、その金額を指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部および一般正味財産増減の部に記載する会計処理、いわゆる「振替処理」があった(平成20年会基準、注解15)。この振替処理は公益法人特有の会計処理であり、この振替処理を通して、公益法人の経済活動に係る正味財産の増減のすべてを、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部において、費用とその財源となる収益を対応する形で表示しようとしていた処理であった。

令和6年会計基準は、活動計算書を財源区分(指定純資産と一般純資産)に分けることはせず、純資産全体の増減要因を「経常活動区分」と「その他活動区分」に区分し、収益と費用を表示する方法に変更している。そのため、公益法人特有の振替処理は廃止されている。

設例では、指定正味財産増減の部に「一般正味財産への振替額700,000円」が一般正味財産増減の部の収益「受取配当金振替額650,000円」と「受取補助金等振替額50,000円」に振り替えられ、受取配当金を原資として行われた公1事業費(給料手当100,000円と支払助成金550,000円)と補助金によって購入された什器備品の減価償却費50,000円に対応するように会計処理が行われ、正味財産増減計算書に表示されていた。しかし、活動計算書においては、純資産の財源区分なく、収益と費用が表示され、ボトムラインは当期収益費用差額となっている<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> 設例の活動計算書では、ボトムラインは当期収益費用差額に期首純資産額を加算した期末純資産額になっているが、令和6年会計基準の活動計算書の様式(運用指針)のボトムラインは「当期収益費用差額」となっている(内閣府公益認定等委員会〔2025〕41頁)。

また、費用の表示は、活動別分類（機能別分類）によることとされており、設例では公1事業費700,000円、管理費20,000円となっている。公2事業や収益事業があれば、公2事業費、収益事業費の分類によって費用が表示される。なお、従来の形態別分類による費用科目（給料手当100,000円、支払助成金550,000円、減価償却費50,000円など）は活動計算書には表示されず、注記事項となっている。

## 2) 検討

令和6年会計基準による活動計算書と従来の正味財産増減計算書の大きな相違は、財源区分別の純資産の増減原因を表示せず、振替処理を廃止したことにある。これによって、純資産の増加原因である収益と減少原因である費用が、企業会計における損益計算書における収益と費用の対応表示のように、活動計算書に表示され、その差額として当期収益費用差額620,000円が末尾となっている。このような活動計算書は企業会計における損益計算書に似た財務表となっているので、企業会計の知識のある者にとっては従来の正味財産増減計算書よりも理解しやすい形式となったといえよう。

振替処理の廃止については、会計研究会は令和2年度および3年度において検討をしてきており、2024年制度改正にともなう今般の令和6年会計基準の改正で急に登場してきたものではなく、「公益法人会計特有の処理であり分かりにくい、使途の制約のある寄附について増減の状況等を十分に示せていない、指定正味財産の範囲や使途の制約の解除時期等について明確でない」（会計研究会〔2024〕12頁）という課題を指摘し、その廃止を当時より検討していたのである。

活動計算書には、公益法人の活動実績に関する情報を提供することが求められている。設例の公益法人は、収益として資源1,340,000円（受取配当金700,000円、受取補助金500,000円、受取寄付金140,000円）を獲得し、公1事業の実施費用700,000円および管理費20,000円の合計費用720,000円であり、当期の収益費用差額が620,000円であると表示される。しかしながら、このボトムラインを、企業会計における当期純利益のように理解し、この公益法人では十分な収益を獲得しており、効率的な活動が行われていると理解することは、公益法人の活動実績を正しく理解できているとはいえない。

## 4. むすびにかえて

本稿では、「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」という令和6年会計基準の財務諸表（貸借対照表と活動計算書）の具体例を、平成20年会計基準によるものと比較することを通じて、資源提供者の意思決定や公益法人の説明責任に関する情報がどのように明らかとされているかを考察・検討してきた。令和6年会計基準の財務諸表は、公益法人制度や公益法人特有の会計を熟知していないような者であっても、基本的な会計知識（すなわち、企業会計の知識）をもっていれば、企業会計における財務諸表のように理解することが可能となっていることが明らかとなった。しかしながら、公益法人の財政状態や活動実績を理解するためには、公益法人特有の会計処理をなくしていることから、貸借対照表や活動計算書から十分に理解することは困難であり、詳細情報が開示されている注記・附属明細書を理解することは必要不可欠となる。つまり、公益法人の状況を知って、寄附者などの資源提供者が意思決定に有用な情

報を得るためには、財務諸表のみならず、注記・附属明細書から構成される財務報告をすべて理解する必要があるということである。2024年制度改革が目指している公益法人が国民からの信頼を得て、寄付金などの民間支援が促進され、民間公益の活性化が図られるようになるためには、簡素でわかりやすい財務諸表のみならず、注記・附属明細書を含めた財務報告の全体像をわかりやすく説明する必要がある。そのためには、有価証券報告書における「財政状態及び経営成績の分析」のように、公益法人の年次報告書などを通じて、財務報告（財務諸表、注記・附属明細書）を補完する公益法人の理事者による記述的な情報（ナラティブな情報）の提供を検討する必要があるように思われる。

### 主な参考文献等

- 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 [2023] 「最終報告」（6月2日）。  
<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/c3q3v4fuua.pdf>  
 尾上選哉 [2021] 「非営利「領域研究」の会計学的アプローチ—公益法人会計基準を巡って—」 出口正之・藤井秀樹編『会計学と人類学のトランスフォーマティブ研究』清水弘文堂書房、198-218頁。  
 尾上選哉 [2025] 「2024（令和6）年の公益法人制度改革と公益法人会計基準改正」『会計・監査ジャーナル』No.839（2025年6月号）、114-119頁。  
 加古宜士 [2005] 「新公益法人会計基準の特徴と課題」『企業会計』第57巻第2号、18-23頁。  
 齋藤真哉 [2019] 「公益法人等の会計基準」『税研』第206号（Vol.35-No.2）、40-47頁。  
 高山昌茂 [2025] 「わかりやすい会計で実現する公益法人の未来」『月刊公益』No.1110、20頁。  
 内閣府 [2022] 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（6月7日閣議決定）。  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf)  
 内閣府公益認定等委員会 [2024a] 「公益法人会計基準」（12月20日）。  
<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/uw4wh6ccfx.pdf>  
 内閣府公益認定等委員会 [2024b] 「公益法人会計基準の運用指針」（12月20日）。  
<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/mvd2t3mxmr.pdf>  
 内閣府公益認定等委員会 [2025] 「新公益法人会計基準に関する説明会」（オンライン説明会資料）。  
<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/kddlga2d4.pdf>  
 内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会 [2015] 「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（3月26日）。<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/beobsv9f5u.pdf>  
 内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会 [2024a] 「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（5月24日）。  
<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/heebh4pc7p.pdf>  
 内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会 [2024b] 「公益法人会計基準の検討経過（令和6年度会計研究会）」（12月18日）。<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/ga4zli72ks.pdf>  
 内閣府大臣官房公益法人行政担当室 [2025] 「新公益法人制度説明資料（令和7年5月15日版）」。  
<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/yvq3u45ehr.pdf>  
 藤井誠 [2025] 「「活動計算書」という名称がもたらす“わかりにくさ”」『月刊公益』No.1110、16頁。  
 古市雄一郎 [2025] 「非営利組織会計制度における財務報告の目的の変容と課題」『研究年報』（大原大学院大学）第19号、55-65頁。  
 松前江里子 [2023] 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 中間報告」『会計・監査ジャーナル』5月号（第35巻第5号）、46-54頁。  
 Financial Accounting Standard Board [1993] *Statement of Financial Accounting Standards No. 117: Financial Statements of No-for-Profit Organizations*. Stamford, CT: FASB. 黒川保美・鷹野宏行・船越洋之・森本晴生訳 [2001] 『FASB NPO会計基準』中央経済社、89-131頁。

〔おのえ えりや 日本大学経済学部教授〕

〔2025年7月31日受理〕